

令和6年度 第2回 岐阜県内水面漁場管理委員会 議事録

1. 開催日時

令和6年9月11日(水) 13:30~14:00

2. 開催場所

県庁17階 1702会議室

3. 出席者

委員の定数 13名

出席委員 12名

漁業者代表: 酒向貞夫、渡邊秀明、山上一男、安藤宗一、小森一美、林勝久

遊漁者代表: 長尾伴文、町野親生

学識経験者代表: 西脇泰子、池谷幸樹、小林由紀子、溝口智子

4. 議題

内水面漁場管理委員会の概要

議第6号 うなぎ稚魚漁業の制限措置について(諮問)

その他

5. 議事の経過

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発言内容
開 会	
事 務 局	本委員会定数13名中12名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることを報告。
会 長	議事録署名者を依頼。
議第6号 うなぎ稚魚漁業の制限措置について（諮問）	
事 務 局	<p>岐阜県漁業調整規則第11条に知事許可漁業は制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示することとなっており、第3項に内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならないことが明記されている。この規定に従って、岐阜県知事より本委員会に諮問されたもの。</p> <p>制限措置の案について説明。漁業種類は火光利用のすくい網漁業とそで網漁業の2種類。操業区域は4つの区域があり、すべての区域に2種類の漁業がある。許可又は起業の認可をすべき者の数は、いずれの漁業においても3地域で1、1地域が2とする。船舶等の総トン数と推進機関の馬力数は1地域では船舶の使用は認めず、3地域では総トン数0.6t以下、馬力数100kw以下とする。漁業期間は2025年2月1日から4月30日までとし、許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格は漁業協同組合とする。許可又は起業の認可時に付加する条件として、公益上必要な場合に、知事が採捕の停止を指示したときには、当該指示に従わなければならないこととする。許可又は起業の認可の申請期間はすべて2024年10月1日から2024年10月31日まで、許可の有効期間はすべて2024年12月1日から2025年11月30日までの1年間とする。</p> <p>許可の優先順位や操業に従事できる従事者数の最高限度等うなぎ稚魚漁業の許可にかかる基本方針を説明。</p>
「意見及び異議なし」と答申することを議決	
その他	全国内水面漁場管理委員会連合会の中央省庁提案行動結果に関する報告
事 務 局	全国内水面漁場管理委員会連合会の中央省庁提案行動結果について説明を行った。
閉 会	
事 務 局	会長が挨拶し、閉会。